

## 障害者相談サポートセンター事業実施要綱

(趣旨)

第1条 障害者の社会復帰、自立、社会参加等の促進を図ることを目的として行われる日常生活の支援、日常的な相談への対応、地域交流活動等（以下「障害者相談サポートセンター事業」という。）の提供については、この要綱の定めるところによる。

(対象者)

第2条 障害者相談サポートセンター事業のサービス（以下単に「サービス」という。）の提供を受けることができる者は、市内で生活をしている障害者及びその家族（以下「利用者」という。）とする。

(実施機関)

第3条 サービスは、次に掲げる実施機関（以下単に「実施機関」という。）にその事業の実施を委託する。

- (1) 医療法人財団青山会
- (2) 社会福祉法人横須賀基督教社会館
- (3) 社会福祉法人三育福祉会
- (4) 社会福祉法人心の会
- (5) 社会福祉法人みなと舎

(事業内容)

第4条 サービスの内容は、次に掲げるとおりとする。ただし、第7号から第9号までのサービスは、医療法人財団青山会及び社会福祉法人三育福祉会に限る。

- (1) 日常生活の支援
- (2) 日常的な相談及び関係機関連絡
- (3) 障害者の支援方法について話し合うための会議の開催
- (4) ピアカウンセリング（障害者自身が対等な立場で問題の解決に向けた相談に応じることをいう。）
- (5) 専門機関による相談会
- (6) 障害福祉サービス、住宅、就労、公共サービス等に関する情報の提供
- (7) 日中活動の場所の提供
- (8) 自主活動の育成及び支援
- (9) ボランティアの育成及び活用
- (10) その他地域特性に応じた事業

(利用時間等)

第5条 サービスを受ける利用時間は、午前9時から午後6時までの間の連続した8時間のうち実施機関が定める時間とする。

2 実施機関がサービスを行わない日（以下「休業日」という。）は、次に掲げるとおりとする。

（1）土曜日（社会福祉法人三育福祉会に限る。）

（2）日曜日（医療法人財団青山会、社会福祉法人横須賀基督教社会館、社会福祉法人心の会及び社会福祉法人みなと舎に限る。）

（3）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

（4）12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

3 実施機関は、特に必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、臨時に利用時間又は休業日を変更し、又は設けることができる。この場合において、実施機関の長は、事前に臨時に利用時間又は休業日を変更し、又は設ける旨を、市長に連絡するものとする。

（使用制限）

第6条 実施機関の長は、他人に迷惑を及ぼし、又は秩序を乱すおそれのある利用者の利用を制限し、又は利用の停止を命じることができる。

（費用の負担）

第7条 利用者は、サービスを受けた場合は、当該サービスに係る飲食物費及び創作活動等に係る原材料費等を負担するものとする。

（その他の事項）

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、民生局福祉こども部長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第4条第7号から第9号までの規定中社会福祉法人三育福祉会に関する部分の規定は、平成19年7月1日から施行する。

（関係要綱の廃止）

2 障害者地域活動支援センター事業実施運営要綱（平成12年4月1日施行）及び身体障害者生活支援事業実施要綱（平成14年10月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。